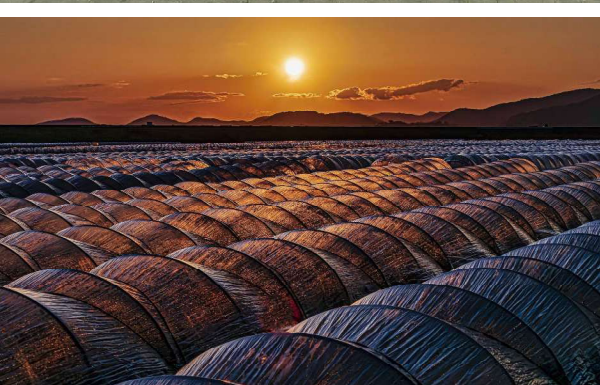
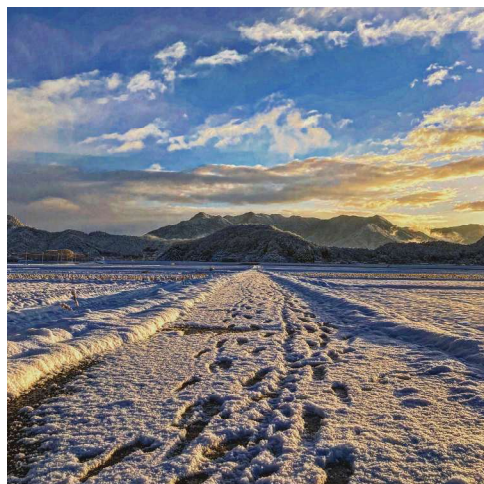




はぐくむ まもる つなぐ

みどろ水土里ネット兵庫の概要 2026



水土里ネット

兵庫県土地改良事業団体連合会

沿革

- | | | |
|----------------------|-------------|----|
| (1) 兵庫県耕地整理協会 | 大正15年 4月15日 | 設立 |
| (2) (社団法人) 兵庫県耕地協会 | 昭和 5年10月30日 | 改称 |
| (3) (社団法人) 兵庫県土地改良協会 | 昭和27年 5月20日 | 改称 |
| (4) 兵庫県土地改良事業団体連合会 | 昭和33年 8月28日 | 設立 |
- (農林大臣設立認可 農林省指令33農地第2587号)



目的

兵庫県土地改良事業団体連合会の設立目的は、定款第1条で次のように定めています。

「この会は、土地改良事業を行う者（国・県及び土地改良法第95条第1項の規定により、土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。」

性格

「連合会は、法人とする」（土地改良法第111条の3）と規定されています。

その法律的性格は連合会の目的、事業内容等に照らして公益的色彩を強く有していることから、土地改良法という特別法に定めるところにより設立が認められた「公法人」です。

なお、組織形態等から社団法人として位置付けられて、営利を目的とすることはできません（土地改良法第111条の4）。また、法人税法・所得税法・印紙税法に規定される公益法人等（国内法人）にもあたります。

組織

(令和8年4月1日現在)

兵庫県土地改良事業団体連合会

支 部 (9)

会 員 (253)

(会員の内訳)
市 町 38
土地改良区 211
農 協 4

支部別会員一覧表

支 部 名	市 町	土地改良区	農 協	計
神 戸	6	44	3	53
東 播	6	38	—	44
北 播	5	6	—	11
姫 路	4	13	1	18
西播磨	7	16	—	23
豊 岡	3	29	—	32
和田山	2	7	—	9
丹 波	2	34	—	36
淡 路	3	24	—	27
計	38	211	4	253



私たちは、豊かで魅力ある農業・美しく活力ある農村を構築し、
安全・安心な県土づくりに貢献していくため、
ひょうごの農業・農村の総合技術センターを目指しています。

会員への支援

土地改良区の体制強化を支援しています！



土地改良区は、施設の老朽化、役員の高齢化、賦課金の滞納等、さまざまな問題に直面しています。

また、令和4年度からは、土地改良区の会計において貸借対照表の作成が義務化され、施設の更新費用の計画的な積み立ての必要性や運営の透明性を向上させることが求められています。

さらに、土地改良区に女性理事登用についても目標が設定されています。

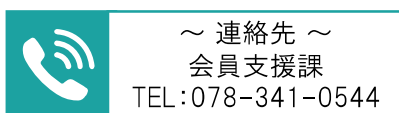
当会では、土地改良区が抱える様々な課題に対して多岐にわたる支援をしています。

土地改良相談

土地改良関係法令等に精通した職員を配置して、相談業務を実施しています。

未収賦課金、換地関係、土地改良施設維持管理、土地改良区への苦情等の土地改良区及び土地改良事業に関する相談を受け付け、対応しています。

また、より専門的な法令知識が必要な場合は、当会から委嘱した**弁護士**へ相談できる態勢を整えています。 **（相談にかかる費用負担はありません）**



○土地改良区からの相談（例）

土地改良区からの相談内容は以下の例を含めた**賦課金に関する相談が大半**となっています。

◇賦課金関係

- ・土地改良区の組合員から「水は使わないので改良区を脱退したい」と言われたがどう返答したらいいのか？
- ・土地改良区の組合員が賦課金を滞納し、その後自己破産した場合、滞納された賦課金は払ってもらえるのか？
- ・未収賦課金ならびに転用決裁金の時効について教えてほしい。
- ・組合員が死亡し、相続権者が相続放棄した場合の賦課金の取り扱いについて教えてほしい。

◇総代選挙について

- ・総代の被選挙権について、総代が選挙区内の土地を失った時は、被選挙権を失い総代資格を失うのか？
- ・選挙管理委員会の立ち上げにあたり、理事が総代の選挙長（選挙管理者、投票管理者）を兼ねることは出来るか？

上記相談例に対する回答例は、当会HP（<https://www.hdrnet.or.jp/wp/wp-content/themes/hyogo/images/member/qa.pdf>）を参照ください。



土地改良区の会計事務への支援

① 経営診断・改善指導

『経営診断』

- ・ 決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行います。

『改善指導』

- ・ 土地改良施設の適切な保全・更新に向けた課題を解消し、土地改良区の経営を改善するために必要な調査・分析、指導等を行います。

② 土地改良区の会計相談

財務諸表等について、貸借対照表や収支決算書の作成方法を教えてほしいなどの会計全般に関する相談を受け付け、対応しています。



～ 連絡先 ～
会員支援課
TEL:078-341-0544



会計の指導状況

土地改良区役職員研修会の開催

土地改良区の役職員等に対して、組織の運営や施設管理に関する研修会を開催しています。

★これまでの主な研修内容★

◇組織の運営

- ・ 土地改良区の現状と課題
- ・ 土地改良区の統合整備の進め方について
- ・ 土地改良区の女性理事登用について
- ・ 所有者不明農地の解消について

◇賦課金に関する事項

- ・ 賦課金と消滅時効・滞納処分
- ・ 賦課金納入通知にかかる審査請求の対処についての事例（会計に関する事項）
- ・ 土地改良区における財務諸表の役割
- ・ 収支決算書並びに財務諸表に対する注記について

◇施設管理関係

- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業について
- ・ 農業用機械設備に適用するアグリトライボロジーと診断（簡易潤滑油診断）事例



研修会状況

換地・地籍調査への支援

換地や地籍調査の円滑な実施を支援しています！



ほ場整備予定地区における農地調査や意向調査、換地計画書作成・換地処分、地区界測量・確定測量、土地改良区への換地研修開催、相談対応など換地に関するあらゆる業務を行っています。

また、市町から地籍調査業務の委託を受け、一筆調査及び測量、地籍測定、地籍図作成等の業務を行っています。

<具体的な業務内容>

◇経営体育成促進換地等調整

地区内農地の状況調査、育成すべき経営体への利用集積の推進、関係農家へのアンケート調査、事業完了後の地域営農構想作成等

◇換地受託業務

換地計画書の作成、換地処分、確定測量、地区界測量等

◇換地にかかる研修会

・換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員、事業推進委員、土地改良区等の役員に対して換地業務研修を実施

・換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者に対する研修を実施

◇地籍調査

一筆地調査業務を市町から委託され、受託調査素図を作成の上、各筆の境界や地目について確定する作業



～ 連絡先 ～
換地室
TEL:078-341-0592



換地業務作業状況



換地計画実務研修



地籍調査（現地調査）

集落排水施設への支援

市町の施設管理を支援しています！



農村地域の生活環境改善に向け、市町からの受託により『農業集落排水事業』の支援を行っています。昨今の人口減少や施設の老朽化等の課題に対する計画策定（ソフト対策）から施設の更新整備事業に係る設計、積算、施工管理（ハード対策）までワンストップで支援しています。

（１）調査計画の支援

施設の更新整備に必要な調査・事業計画の策定を支援しています。また、施設の効率的な運営に向けた維持管理の適正化に資する計画（維持管理適正化計画）の策定支援を行っています。



施設の診断状況

（２）設計・施工管理の支援

施設の更新整備にあたり、施設の改善・健全化に沿った設計、適切かつ安全な工事を行うための施工管理を行っています。



更新機器の確認状況



～ 連絡先 ～
施設管理課
TEL:078-341-0689



施設の診断・指導により適正管理を支援しています！

農業水利施設（ダム・頭首工・用排水機場・樋門等）において、造成から相当の年数が経過している施設が増えてきており、老朽化による突発的な故障や破損が増加傾向にあります。

施設の突発的な故障や破損は、地域の営農に支障をきたす恐れがあるだけでなく、一度に多大な費用負担となってくることから、① 施設状態の把握 ⇒ ② 定期的な施設の整備補修 ⇒ ③ 日常の点検のサイクルが重要になってきます。

当会では、土地改良施設の診断・管理指導・点検等の支援を行っています。

施設の診断・管理指導

基幹的な農業水利施設（機械駆動による可動ゲートを有するダム、頭首工、樋水門や、口径300mm以上のポンプまたは高圧受電設備を有する揚排水機場）の定期的な診断、及び土地改良区からの要請による診断を行っています。

【定期診断】

○登録されている施設において、定期的（概ね5年程度に1回）に、目視および簡易測定機器による点検、日常管理に関する指導を行います。

【要請診断】

○会員からの要請依頼に応じてその都度、目視および簡易測定機器による点検、日常管理に関する指導を行います。



～ 連絡先 ～
施設管理課
TEL:078-341-0689



バルブ動作確認



絶縁抵抗値測定



振動値測定



電流値測定

施設の定期的な点検、簡易整備及び操作指導業務

会員から業務委託を受け、ダム、頭首工、揚水機場、排水機場等の定期的な点検、簡易整備及び操作指導を行っています。



～ 連絡先 ～
施設管理課
TEL:078-341-0689

＜主な点検内容＞

- ・ 設備稼働状態での異常の有無確認
- ・ 機器のオイル交換、グリスアップ及び発錆箇所の補修塗装
- ・ 操作員に対しての操作指導及び日常点検指導
- ・ 機械故障時の対応 等



ゲート巻上機ワイヤロープ油塗布



エンジンオイル交換



ポンプグランドパッキン交換



グリス注入

土地改良施設維持管理適正化事業の活用

土地改良施設の診断・管理指導を実施した施設において、劣化が見られる機器について「土地改良施設維持管理適正化事業」を活用し、施設の機能の保持と耐用年数確保のために定期的（概ね5年程度）に必要な整備補修および一部更新を行うことができます。

当会が、当事業の採択～補助金交付事務まで一連の事務を行っています。

【土地改良施設維持管理適正化事業の構成】

区分	整備補修事業 (一般型)※1	整備補修事業 (連携管理保全型)※2	安全管理施設整備 対策事業 ※1	防災減災等機能 強化事業
事業内容	定期的な整備補修、修繕、一部更新等 (提出期間:5年)		安全管理施設の整備 (提出期間:3年)	防災減災、省エネ・再エネ利用、管理の省力化 (提出期間:5年)
事業費	200万円以上	100万円以上	100万円以上	100万円以上
補助率	国:30%・県:30%	国:40%・県:30%	国:30%・県:30%	国:50%・県:20%

※1「緊急整備補修」…「整備補修事業」及び「安全管理施設整備対策事業」において、緊急に必要な整備補修（提出期間：単年）

※2 整備補修事業（連携管理保全型）については、連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付けられている施設が対象



ゲートの塗装



開水路の表面被覆補修

農業農村整備への支援

計画・設計・施工監理を支援しています！



農業生産基盤整備や防災・減災対策など農業農村整備事業全般にわたり、県や会員市町から業務を受託し、調査、設計、計画、積算、施工監理等の業務支援に取り組んでいます。

＜具体的な業務＞

- (1) 調査設計業務・・・現地測量、現地調査、それを基にした設計。
(ほ場整備事業計画、ため池改修工事 等)
- (2) 積算資料作成業務・・・発注者からの資料を基に設計書を作成。
- (3) 現場技術業務・・・施工業者の工事の段階検査、進捗状況等の確認。
(ため池、ほ場、井堰、揚水機場 等)

※上記1～3に加え、工事発注から設計・施工監理まで、一連の業務を行う業務（包括業務）も行っています。

(例) ため池廃止・改修工事の調査・測量・設計・工事発注・施工監理



施工管理（水圧試験状況）



現地測量状況



～ 連絡先 ～
地域整備課
TEL:078-341-0641

農業の生産性向上への支援

農用地の大区画化等を支援しています！



兵庫県内の農用地の大区画化等を促進し、県内における農業の生産性向上を図ることを目的として、令和8年3月、「兵庫県大区画化等推進協議会」が設立されました。

当会は協議会の事務局として、関係団体や行政と連携し、事業を実施する地域団体等への事務および技術支援等を担い、普及・啓発にも取り組む予定です。



～ 連絡先 ～
地域整備課
TEL:078-341-0641



設立総会の様子

GIS活用による支援

GISを活用して施設管理や農地利用の効率化を支援しています！



水土里情報システムは土地改良施設の管理をはじめ、農地利用の効率化を目的として整備された地理情報システムです。航空写真や衛星写真、地形図等の地図のほか、農業農村整備事業の履歴など地図を組み合わせて図面を作成できます。

※土地改良区の年間利用料：78,000 円（税別）

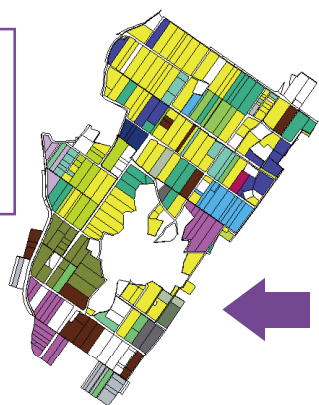
水土里情報システムに台帳データを筆ごとの色分けが可能！

所有者ごとに色分け

水土里情報システム（白図）

【土地情報台帳】（組合員名簿等）

その他の色分け例
 ・賦課区分別
 ・用水系統別
 ・埋設管の漏水等における影響範囲など

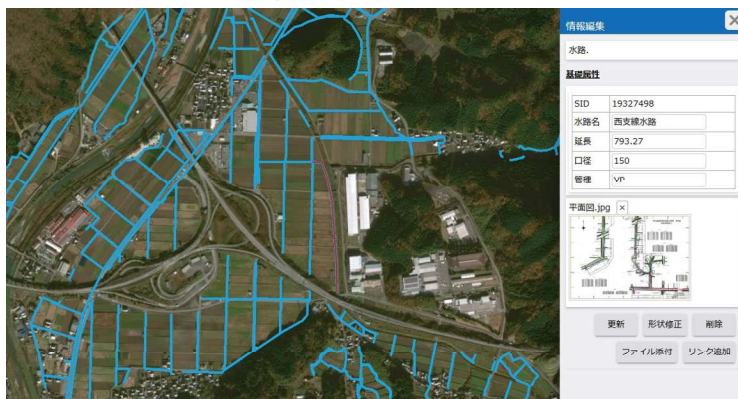


台帳情報を補助ツールにより農地筆に一括で取り込むことが可能です。

字	地番	地目	面積	所有者
A字	1-1	畑	200	個人A
A字	1-2	畑	160	個人D
A字	11	田	230	個人B
B字	12	田	80	個人E
B字	2-1	田	100	個人B
C字	2-2	田	200	個人R
C字	2-3	田	150	個人C

※条件によっては利用できない可能性もございますので、情報管理室までお問い合わせください。

埋設管を地図に可視化！



～ 連絡先 ～
 情報管理室
 TEL:078-341-0572

現地で撮影した写真や図形を
 そのまま図形に張り付け

資料の管理を簡素化

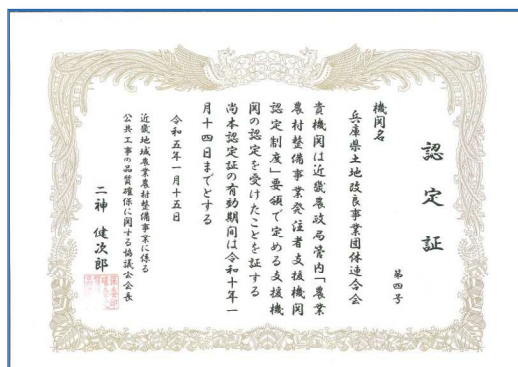
積算システムの運用

積算システムの運用管理を行っています！

当会は、「農業農村整備事業発注者支援機関」に認定された団体であり、県からの事務受託により公共工事の発注にかかる積算システムへの公共単価の入力、単価改訂、利用者への単価等の配信を行っています。また、システムについての相談にも対応しています。



～ 連絡先 ～
 情報管理室
 TEL:078-341-0572



活動組織・市町への支援

多面的機能支払交付金を活用した資源保全を支援しています！



多面的機能支払交付金制度とは、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行うものです。

「兵庫県多面的機能発揮推進協議会」は地域の活動組織を対象とした事務の助言や、県及び市町の事業推進を支援する組織として位置づけられており、当会はこの協議会の事務局として事業の推進をしています。

推進事業

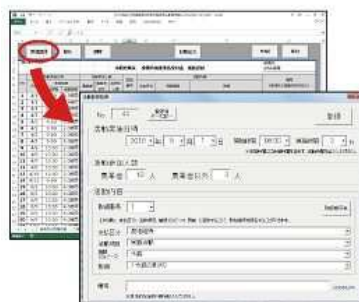
- ・ひょうご農地・水ニュースの発行
- ・活動事例集の発行
- ・水土里のふるさとフォーラムの開催
- ・事務・技術研修会の開催
- ・兵庫県版事務支援システムの保守・更新
- ・活動組織実施状況の確認
- ・協議会ホームページの運営・保守



水土里のふるさとフォーラム



農地・水ニュース & 活動事例集



兵庫県版事務支援システムの保守・更新



事務・技術研修会



活動組織実施状況の確認



～ 連絡先 ～
多面的機能発揮推進室
TEL:078-360-6605

災害復旧への支援

農地・農業用施設の災害復旧事業を支援しています！



災害プロジェクトチームを設置し、農地や農業用施設に災害が発生した場合に、市町からの依頼により現地調査から設計、災害査定、復旧工事までの業務を支援しています。

<主な実施内容>

- ・被災現地調査
- ・復旧工法の検討・設計
- ・災害査定設計書の作成、査定立会
- ・査定設計書に基づく詳細設計、積算
- ・復旧工事の施工監理
- ・出来高設計書作成 等



現地調査状況



査定立会状況



現地測量状況



～ 連絡先 ～
災害プロジェクトチーム
TEL:078-341-0641

管理者講習会の開催

管理者技術や意識の向上を図り、ため池決壊等による被害や水難事故等を未然に防止するため、すべてのため池管理者が適正な管理に必要な知識や手法を習得できる機会として、県下全域で「ため池管理者講習会」へ講師を派遣しています。



＜管理者講習の内容＞

- (1) ため池管理に関する技術的な指導
- (2) ため池管理の法令・法規や県・市町施策に関する講習
- (3) 地域特性に応じた課題に関する講習
- (4) 現地での点検・管理方法、非常時の対応実践講習

ため池教室の開催

地域の将来を担う小学生を対象に、ため池の持つ機能や役割など、ため池の大切さを知ってもらい、身近な地域文化への関心を高めるとともに、ため池に潜む危険性を認識してもらう機会として「ため池教室」へ講師を派遣しています。



＜ため池教室の内容＞

- (1) ため池の役割、歴史
- (2) ため池の種類、しくみ、つくり
- (3) 兵庫県、淡路島のため池
- (4) ため池の生き物
- (5) ため池での注意事項
- (6) ため池の生き物捕獲・展示

ため池の相談対応

ため池の管理について、電話での窓口を月・木曜日の9:00～12:00に設定しております。電話又は来所により対応し、現地確認も実施しています。相談に関する連絡先については下表の通りです。**(相談にかかる費用負担はありません)**



～総合窓口～

ため池支援課

TEL:078-341-0634

～ため池に関する相談連絡先～

《受付日時》月・木曜日 9:00～12:00

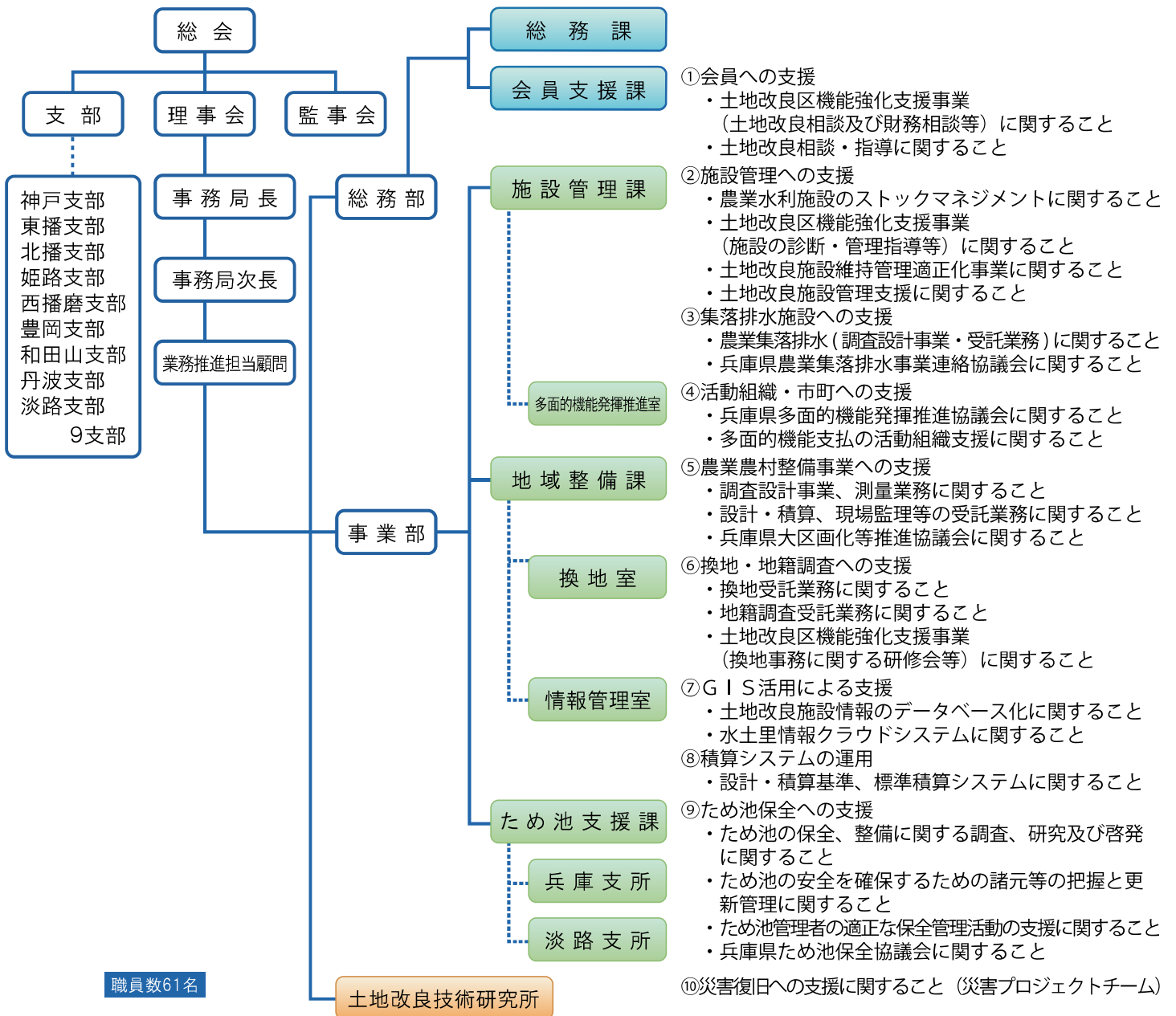
《受付場所》兵庫ため池保全サポートセンター【淡路島3市以外】 TEL:078-915-7017

住所:兵庫県神戸市西区神出町小束野30-19(神戸農業改良普及センター1階)

《受付場所》淡路島ため池保全サポートセンター【淡路島3市】 TEL:0799-73-6201

住所:兵庫県淡路市志筑1427-1(旧淡路市シルバー人材センター)

機構・事務局組織



【各種資格取得一覧】

資格の名称	有資格者数	資格の名称	有資格者数
技術士（農業部門）	1	浄化槽技術管理者	8
技術士補	5	浄化槽設備士	7
RCCM	2	第3種電気主任技術者	1
1級土木施工管理技士	10	第1種電気工事士	2
2級土木施工管理技士	7	第2種電気工事士	3
2級造園施工管理技士	1	2級電気工事施工管理技士	1
2級管工事施工管理技士	1	1級ポンプ施設管理技術者	1
2級建築施工管理技士	1	ダム管理主任技術者	2
測量士	3	土地改良換地士	6
測量士補	13	地籍主任調査員	4
農業水利施設機能総合診断士	3	地籍工程管理士	3
農業水利施設補修工事品質管理士	6	土地家屋調査士	1
土地改良専門技術者（農業土木）	9	農業農村地理情報システム技士	5
土地改良専門技術者（農村環境）	1	農業用ため池管理保全技士	14
農村災害復旧専門技術者	2	初級システムアドミニストレータ	1
農業集落排水計画設計士	2	日商簿記検定2級	2
上級農業集落排水計画設計士	1	第一種衛生管理者	5
浄化槽管理士	8	会計指導員	6



「水土里ネット兵庫」は兵庫県土地改良事業団体連合会の愛称です。



・・・農業用水、地域用水など。



・・・土地、農地、土壌など。



・・・農村空間、農家や地域住民が一体となった生活空間など。

『水土里』・・・豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

新しい農業農村を目指して



水土里ネット兵庫

兵庫県土地改良事業団体連合会

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号
兵庫県土地改良会館



TEL：078-341-0500 FAX：078-341-0507

ホームページ：<https://www.hdrnet.or.jp/>

